

亀岡市総合福祉センターにおける新型コロナウイルス感染症予防及び 拡散防止対策ガイドライン

令和2年10月10日

【施設管理における取り組み】

- 1 職員は体調管理に努め、出勤前には検温をし、マスク及び必要時はフェイスシールド着用で業務を行う。
- 2 不特定多数の出入りを把握するため、利用者の出入口を正面玄関のみとする。
- 3 施設出入口及び各階エレベーターホールに消毒液を設置し、案内表示をする。
- 4 受付窓口では飛沫感染防止のため、ビニールシートを設置する。
- 5 各部屋の利用人数を定員の1/2程度とする。
- 6 机・イスが常設の部屋については、イスの数を減らし、机1台につきイス1脚掛け（最小1mの間隔）になるよう配置する。
- 7 エレベーター乗車人数制限の表示をする。
- 8 各フロア共有スペースのイス及びソファは間隔をあけて設置または使用不可の表示をする。
- 9 清掃時にドアノブや手すり、机・イス、床などの消毒作業を行う。
- 10 利用者へ消毒セット（消毒液、ペーパータオル、処分用袋）を提供する。
- 11 貸出し備品（マイク等）については返却されたのち消毒を行う。
- 12 貸出し用の湯飲みやポットは貸出しを停止する。
- 13 情報コーナーやヘルストロンは利用者を特定することができないため、利用を休止する。
- 14 使い捨て手づくり簡易マスクを常時窓口受付に設置する。

【貸し館における利用者への要請】

- 1 発熱（37.5℃以上）や風邪のような症状（咳、咽頭痛、下痢、全身痛など）のある方、過去2週間以内に発熱や感冒症状で受診や服薬等をした方、新型コロナウイルス感染症陽性者との濃厚接触がある場合や、過去14日以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間が必要とされている国、地域等への渡航並びに当該国、地域在住者との濃厚接触がある場合は、利用を控えてください。
- 2 入館前の検温、入館時の手指消毒に協力ください。
- 3 来館時は、マスクを着用してください。
- 4 こまめな手洗い、手指消毒にご協力ください。
- 5 大きな声を出すなど、飛沫が多く飛散する行為は行わないようにしてください。
- 6 水分補給用に持参の飲み物以外の飲食は、可能な限り控えてください。
- 7 活動終了時に貸出し用の消毒セットで、使用した部屋のドアノブや机・イス、備品等の消毒をしてください。

- 8 「3つの密」を避けるよう、ご協力ください。
 - ①「密閉」 こまめな換気をしてください。(最低でも1時間に1回以上)
 - ②「密集」 座席の間隔、人と人の間隔をできるだけ2m(最小1m)空けてください。また、対面にならない配置をしてください。
 - ③「密接」 近距離(互いに手を伸ばしたら届く距離)での会話、特に大きな声を出すことや歌うこと、激しい呼気や大きな声を伴う運動は控えてください。
- 9 感染リスクを抑えるため、必要最低限での利用および時間の短縮にご協力ください。
- 10 参加者名簿を作成してください。
 - ・個人情報の取り扱いに十分配慮しつつ、1か月程度保管してください。
 - ・感染者が発生した場合、保健所等の公的機関から名簿の提出を求められた場合にご協力ください。
- 11 亀岡市の指示や要請により亀岡市総合福祉センターが利用停止となる場合、活動を中止してください。
- 12 各施設における使用目的別要請
 - ①スポーツ関係(ダンス・体操など)
 - ・人と人の間隔をできるだけ2m(最小1m)空けて活動してください。
 - ・身体的接触を持たない練習をしてください。(シャドウ練習など)
 - ・使用後は床の消毒モップ掛けをしてください。
 - ②スポーツ関係(ピンポン)
 - ・従来の卓球台4台から2台に減らし、ダブルスを避けシングルスで活動してください。(軽運動室への入室はプレーヤー4人、待機者8人まで)
 - ・使用後は床の消毒モップ掛けをしてください。
 - ③音楽関係
 - ・人と人の間隔をできるだけ2m(最小1m)空けて活動してください。
 - ・飛沫感染防止の対策を講じて活動をしてください。(ビニールシートの設置やフェイスシールドなど)
 - ・使用後は床の消毒モップ掛けをしてください。
 - ④料理関係
 - ・テーブルにおける配置人数を減らし、参加者全員での食事を避け、試食時の会話は控えてください。
 - ・調理工程のみの見学や、メニューの数を減らし最低限の試食に留めてください。
 - ⑤その他(囲碁・将棋など)
 - ・対面(真正面)の対局を避け、碁盤・将棋盤などから一定の距離を置き、対局をしてください。